

景観法及び景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（抄）

（構造改革特別区域法施行令の一部改正）

第五条 構造改革特別区域法施行令（平成十五年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第三条を削り、第四条を第三条とし、第五条から第九条までを一条ずつ繰り上げる。

別表中「第九条」を「第八条」に改め、同表第一号中「第六条」を「第五条」に改め、同表第二号中「

第七条」を「第六条」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、景観法の施行の日（平成十六年十二月十七日）から施行する。